

特許庁委託

台湾模倣対策マニュアル

2013年3月

公益財団法人交流協会

4. 公平交易法

台湾において、関連事業者又は消費者に一般的に認識されている他人の商号、商標又は商品・役務のシンボルなどを不正使用するなど、台湾の取引秩序に影響を与える不正競争行為の禁止については、主に公平交易法に規定されている。不正競争行為に該当する場合は、公平交易法に基づき対応することができる。以下に、不正競争行為の類型及び救済手段を説明する。

(1) 不正競争行為の類型

① 商品、営業又はサービスの出所について、消費者に混同させる行為(公平交易法第20条第1項第1、2号)

この類型の不正競争に該当するものは、次の要件を満たさなければならない。

A 関連事業者又は消費者に一般的に認識されている他人の氏名、商号若しくは会社の名称、商標、商品容器、包装、外観、他人の商品・サービス若しくは営業を示すその他の表徴、又はこれらの表徴に類似するものを使用すること。

B 前記の使用により、商品、サービス又は営業の出所について、関連事業者又は消費者に混同を生じさせること。

上述の要件について、下表にて説明する。

要件	説明
事業者	次のものをいう。 a 会社 b 自営業又はパートナーシップ形式による工業又は商業の事業体 c 同業組合 d その他商品又はサービスの提供により取引に従事する個人又は団体
表徴	識別力又は後天的識別力を有する特徴で、それをもって、関連事業者又は消費者に商品・サービスの出所を区別させることができるもののことをいう。 ここでいう識別力とは、ある特徴が明確であり、関連事業者又は消費者は、当該特徴に基づき、当該商品・サービスの生産者又は提供者を特定し、出所を区別できることをいう。 後天的識別力とは、元々は識別力を有しない特徴であったが、長い期間に渡って継続的に使用した結果、当該特徴に基づき、

	商品又は役務の出所を特定・区別できるようになり、識別力が生じたことをいう。後天的識別力を取得した例としては、商品容器、包装、外観などが挙げられる。
関連事業者又は消費者に一般的に認識されていること	公平交易法が保護するのは、台湾内の取引秩序であるため、ここでいう関連事業者又は消費者とは、台湾内の関連事業者又は消費者のことをいう。 一般的に認識されているかどうかは、当該表徴を対象とする広告量、当該表徴を使用する商品若しくは役務の販売時間、販売量、市場シェア、広告、品質と評判、科学性、公正性及び客観性を有する市場調査資料の有無、又は関連する主務官庁の見解の有無などにより、判断されるものである。
表徴に類似するもの	類似するか否かについての判断は、通常知識経験を有する関連事業者又は消費者が通常の注意をもって全体観察と主要部分を比較し、時と場所を異にして離隔観察してこれを行う。
混同	混同発生の有無は、基本的には、通常知識経験を有する関連事業者又は消費者の注意力、商品・役務の特性、差異、価格、表徴の周知度、企業規模及び企業イメージなどにより判断する。

② 商品、営業又はサービスの出所について、消費者に混同させる表徴を使用する商品を販売、運送、輸出又は輸入する行為(公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号)

③ 外国の著名商標を使用する行為(公平交易法第 20 条第 1 項第 3 号)

外国の著名商標を使用する行為とは、同一・類似の商品について、未登録の外国の著名な商標と同一・類似するものを使用すること、又は当該商標を使用する商品を販売、運送、輸出若しくは輸入することをいう。

④ 虚偽不実の記載(公平交易法第 21 条第 1、2、3 項)

虚偽不実の記載とは、商品若しくは商品に係る広告において、又はその他公衆に知り得る方法によって、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造期日、有効期限、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地などにつき、虚偽不実又は誤解を生じさせる表示・表徴を付すこと、又は当該虚偽不実な表示を掲載する商品の販売、運送、輸出若しくは輸入をいう。また、サービスについても、同様の虚偽不実な記載が禁止される。

⑤虚偽不実の広告に関する広告代理業者の責任(公平交易法第 21 条第 4 項)

広告代理業者が虚偽不実の広告につき、以下のいずれかに該当する場合、連帯責

任を負わなければならない。

A 広告代理業者が不実な事情を明らかに知りながら、又は知り得る状況であるにもかかわらず、誤解を引き起こす広告を製作又は設計すること。

B 広告メディア業者が、その放送若しくは刊行する広告が誤解を生じさせるおそれがあることを知りながら、又は知り得る状況であるにもかかわらず、当該広告を放送若しくは刊行すること。

C 広告の推薦者が、その推薦の行為が誤解を生じさせるおそれがあることを知りながら、又は知り得る状況であるにもかかわらず、推薦すること。

⑥その他の欺瞞的な又は明らかに公平でない行為(公平交易法第 24 条)。

前記①～③(公平交易法第 20 条第 1 項第 1、2、3 号)に該当しないものの、高度な模倣行為などにより、他人の信用若しくは努力にただ乗りし、取引秩序に影響を与えるに足る欺瞞的な又は著しく公正を欠く行為は「その他の欺瞞的な又は明らかに公正でない行為」(公平交易法第 24 条)に該当する。

参考事例：

HELLO KITTY に因んだ立体人形(公平交易委員会公参字第 09100001216 号処分)、SAMSONITE かばん(公平交易委員会公参字第 091085 号処分)、PETER LUGER レストラン(公平交易委員会(86)公参字第 202 号処分)の事例において、公平交易委員会はいずれも「消費者に誤認混同を生じさせない」、「著名性を立証できない」又は「台湾における広告実績がない」などを理由として、公平交易法第 20 条の適用を受けられないと判断したが、「他人の商品外観を高度に模倣し、他人の努力成果にただ乗りする不正行為」、「他人の商誉を利用する不正行為」などを理由として、公平交易法第 24 条により、侵害者を処分する決定を下した。

(2) 救済手段

①民事救済

公平交易法の規定に違反し他人の権益を侵害した場合、被害者は公平交易法に基づき民事裁判所に提訴することができる。民事訴訟においては、「侵害の差止め・予防」、「損害賠償」、「判決の新聞紙への掲載」などを請求することができる。

請求可能な権利	説明	請求の要件
侵害の差止め・予防請求	公平交易法の規定に違反し他人の権益を侵害した場合、被害者はその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合も侵害の予防を請求することができる。 この請求により、現在の不正競争行為を差止めることができるほか、将来の不正競争行為を防止することも可能である。	<ul style="list-style-type: none"> ・不正競争行為が行われた。 ・当該不正競争行為により、他人に侵害され、又は侵害されるおそれがある。(加害者に故意又は過失があることが要件とされない。)
損害賠償請求	公平交易法の規定に違反し他人の権益を侵害した場合は損害賠償の責任を負うので、被害者は損害賠償を請求することができる。 損害賠償請求範囲は、不正競争行為により受けた実際の損害及び逸失した利益とされる。ただし、侵害者がその侵害行為により利益を得た場合、被害者は当該利益に基づいて損害額を算定するよう請求することができる。 また、不正競争の行為が故意によるものと認められる場合、裁判所は被害者の請求により、侵害の状況に基づき、実際に被った損害額以上、証明された損害額の3倍以下の賠償を命じることができる	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者が故意又は過失を有しなければならない。 ・不正競争行為が行われた。 ・当該不正競争行為により、損害が発生した。 ・不正競争行為と損害とが因果関係を有する。
判決の新聞紙への掲載請求	被害者は、公平交易法の規定により法院に訴訟を提起する際に、侵害者の費用で判決書の内容を新聞に掲載するよう請求することができる。	
侵害構成品の廃棄請求	法令上明確には規定されていないものの、これを容認する判決がある。	

請求期間の制限：民事救済に関連する請求権の時効につき、請求権者が侵害行為及び賠償義務者を知った時から2年間、又は侵害行為がなされた時から10年間これを行わない場合は消滅する(公平交易法第33条)。ただし、不正競争行為が継続的に存在する限り、被害者の差止め請求権は時効の影響を受けない。

② 刑事救済

商品表徴を混同させる行為、営業又はサービス表徴を混同させる行為、及び外国の著名商標を使用する行為について、公平交易委員会が公平交易法第41条の規定により期限を定めて当該違法行為の停止、改善又は必要な是正措置をとるよう命じたにもかかわらず、指定された期限を過ぎても当該違反行為が停止、改善されず、必要な是正措置がとられない場合、又は一旦停止した後に再び同様・類似の違法行為をしたときは、当該行為者に対して3年以下の懲役、拘留若しくは1億台湾元以下の罰金、又はこれを併科する(公平交易法第35条)。

③ 行政救済

民事救済又は刑事救済以外に、被害者は不正競争行為者を公平交易委員会に摘発することができる。また、同委員会が、摘発された行為を不正競争行為と認めた場合は、期限を定め、当該行為の停止、改善又は必要な是正措置をとるよう命じ、並びに5万台湾元以上、2500万台湾元以下の過料に処することができる。また、行為者が違反行為を停止、改善せず、又は是正措置をとらない場合、公平交易委員会は行為者に対して10万台湾元以上、5000万台湾元以下の過料を連続して科することができる(公平交易法第41条)。

産業財産権における模倣対策のご案内

公益財団法人交流協会では特許庁からの委託により、海外進出日系企業を対象とした産業財産権の侵害対策事業を実施しております。具体的には、現地にて以下の活動をしております。

1. 台湾における産業財産権の模倣対策に資する情報の収集
2. 弁護士、弁理士など産業財産権の専門家を講師としたセミナーの開催
現地で活躍する専門家から最新の情報を得る機会です。
3. 産業財産権に関する相談窓口の設置
産業財産権の権利取得手続きから、産業財産権の侵害に関する相談まで、幅広いご質問にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

※相談窓口の利用、セミナーへの出席、その他ご不明な点については、公益財団法人交流協会 貿易経済部までお問い合わせください。

TEL：03-5573-2600

FAX：03-5573-2601

H P：http://www.koryu.or.jp/

[特許庁委託] 台湾模倣対策マニュアル

平成25年3月 発行

発行者 井上 孝

発行所 公益財団法人 交流協会

【禁無断転載】

東京都港区六本木3-16-33

青葉六本木ビル7階

印刷所 株式会社 宝円堂

執筆協力：理律法律事務所 (LEE AND LI Attorneys-at-Law)

台北市敦化北路201号7階
